

庄原市民会館ネーミングライツパートナー募集要領

1. 募集目的

庄原市（以下、「市」という。）では、令和5年4月にリニューアルした庄原市民会館を広く市民に周知し、親しみをもって活用していただくとともに、安定的な自主財源を確保し、当該施設を活用した文化活動の支援や環境向上等に資することを目的として、庄原市民会館における愛称を付ける権利（これに付帯する諸権利等を含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与する相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2. 対象施設

庄原市民会館（庄原市西本町二丁目17番15号）

（施設の概要は、別紙のとおり）

3. 募集概要

（1）愛称を使用する期間

3年以上（愛称の使用開始日から起算）

（愛称の使用開始日は、令和8年4月1日とします。）

※ 当初の条件に変更がないことを原則とし、市が認める場合に更新できます。

（2）ネーミングライツ料（ネーミングライツの対価）

希望価格：年額80万円以上（消費税及び地方消費税を除く）

※ ネーミングライツ料は、毎年度4月30日までに納入してください。

（3）愛称に関する条件

愛称の提案に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 親しみやすさや呼びやすさがあり、市民等の理解が得られ、かつ施設の用途に沿った愛称としてください。
- ② 愛称には、原則として「会館」又は「ホール」という字句を含めてください。
- ③ 庄原市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）、庄原市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び庄原市ネーミングライツ導入基準（以下「導入基準」という。）を遵守したものとしてください。
- ④ 愛称は、商標権や著作権等権利関係の問題が生じないよう、十分調査した上で提案してください。なお、権利侵害で争いとなった場合は、事業者側で全て負担、対応するものとし、市は一切の責めを負いません。
- ⑤ 募集する愛称は一般的な呼称として用いるものであり、正式な施設名称を変更するものではありません。
- ⑥ 市民等の施設利用に係る混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーが法人名を変更する場合等、相当の理由があると認められる場合を除き、契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑦ 愛称が定着するまでの期間等、必要があると認める場合は、愛称に加え、正式名称を併記する場合があります。

- ⑧ 愛称の使用に当たって、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用できることとします。
- (4) ネーミングライツに付帯する権利等
- ① 施設の看板、サイン（以下「看板等」という。）の表示の変更並びに新規設置を行うことができます。なお、優先交渉権者を選定した後、提案いただいた愛称の表示計画をもとに、具体的な表示内容、方法、設置場所等について協議します。また、看板等に関する注意事項は次のとおりです。
- ア 愛称を使用した看板等は、公共施設であることに配慮したデザインやサイズ等となるよう留意してください。
- イ 看板等の表示については、事前に市と協議し承認を得てください。なお、広島県屋外広告物条例（昭和 24 年広島県条例第 72 号）等に基づき、看板等に一定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。
- ② 市や庄原市民会館のホームページ、広報紙、イベント案内等で愛称を使用します。
- ③ 本施設のネーミングライツが付与されていることを、ネーミングライツパートナーが管理する出版物やホームページで表示することができます。
- ④ 敷地外の道路案内看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上変更可能な表示について行うことができます。

4. ネーミングライツ料以外の費用の負担

ネーミングライツ導入に伴うネーミングライツ料以外の費用の負担は、原則として次の表のとおりとします。ただし、市の費用負担部分について、その全部又は一部をネーミングライツパートナーが負担することを妨げるものではありません。

費用負担区分	市又は指定管理者等	ネーミングライツ パートナー
導入施設の看板等の表示変更並びに新規設置（※ 1）		○
契約期間終了後の原状回復（※ 1）		○
市又は指定管理者等が作成する印刷物、ホームページの表示変更（※ 2）	○	

（※ 1）ネーミングライツ料とは別の負担となります。

（※ 2）愛称決定時に既に使用している印刷物は、原則としてそのまま使用します。なお、残部数や改訂時期等を考慮し、新たに作成する印刷物については、愛称を使用することとします。また、市が管理するホームページについては、愛称導入時に表示を変更し、指定管理者等が管理するホームページがある場合は、市における取り扱いと同様とすることを基本に指定管理者等と調整します。

5. 応募資格

次の（１）から（５）の条件を全て満たしている法人とします。

- （１）ネーミングライツパートナーとして相応の資力及び信用を備えた法人であること。
- （２）掲載基準第４条に規定する業種又は事業者でないこと。
- （３）庄原市税等を滞納していないこと。
- （４）指定管理者の事業目的と競合する法人でないこと。
- （５）次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（役員又はその視点若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。
 - ② 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している。
 - ③ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
 - ④ ①ないし③のほか、役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑤ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

6. 受付窓口

庄原市教育部生涯学習課文化振興係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号（庄原市役所本庁舎 4 階）

電 話 0824-73-1189（ダイヤルイン）

F A X 0824-73-1254

電子メール syogai-bunka@city.shobara.lg.jp

7. 募集説明会

ネーミングライツパートナー募集に係る説明会は行いませんので、申請者において現地確認等をお願いします。なお、建物内の確認等をされる場合は、指定管理者（電話 0824-72-4242）へ事前に連絡をお願いします。

8. 質問の受付

募集に関する質問がある場合は、質問票（様式第 1 号）に記入の上、次のとおり提出してください。

（１）提出方法

質問票（様式第 1 号）を電子メールで提出してください。なお、電子メールを送信する際の件名は「ネーミングライツ公募に関する質問について【事業者名】」としてください。

(2) 提出先

庄原市教育部生涯学習課文化振興係

電子メール syogai-bunka@city.shobara.lg.jp

(3) 受付期間

令和7年10月17日（金）午後5時15分まで

(4) 質問に対する回答

原則として電子メールにより速やかに行うとともに、市ホームページに随時掲載します。

9. 応募方法

(1) 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先及び提出方法

「6. 受付窓口」へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかとします。）で提出してください。

(3) 提出書類

- ① 申込書（様式第2号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内に発行された原本）
- ④ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）
- ⑤ 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 庄原市税の滞納がない旨の証明（3か月以内に発行された原本）
- ⑦ 事業者の事業内容が分かるもの（パンフレット等）

(4) 提出部数及び様式

- ① 提出部数は正本1部、副本1部とします。なお、正本は全ての書類について原本とし、副本は写しで可とします。
- ② 提出書類はA4判とします。

10. ネーミングライツパートナーの選定

(1) 優先交渉権者の選定

掲載要綱第6条に規定する審査会で、応募者から提出された申込書類一式を、次の審査項目について、総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定します。なお、審査の結果、適当な者がいないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

【審査基準】

審査項目	評価の視点	配点
愛称案・表示計画案	・ 市民や施設利用者にとっての親しみやすさ、わかりやすさ ・ 施設の設置目的やイメージとの整合性	20
ネーミングライツ料	・ 応募金額の妥当性	40

審査項目	評価の視点	配点
経営の安定性	・財務状況から見た経営の安定性等 ・ネーミングライツ料の支払能力の有無	10
地域貢献等	・地域貢献活動の実績、今後の計画	10
愛称を使用する期間	・提案期間の妥当性	10
地域性	・市内の事業所等の有無	10
合 計		100

(2) 優先交渉権者の選定結果の通知

- ① 優先交渉権者の選定結果を全ての応募者に書面で通知します。
- ② 優先交渉権者として選定されなかった応募者は、選定結果の通知書面を受理した日から本市の定める休日を除く 5 日以内に、書面により説明を求めることができます。市は、書面を受理した日から本市の定める休日を除く 10 日以内を目途に電子メールで回答します。

(3) 優先交渉権者との協議

- ① 優先交渉権者と契約内容について協議し、市と優先交渉権者の双方が合意した内容で、随意契約の方法により契約を締結し、ネーミングライツパートナーを決定します。
- ② 協議の過程で、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、協議を打ち切り、ネーミングライツの導入を中止することがあります。

11. 契約締結及び契約保証金

(1) 契約締結及び公表

- ① 庄原市契約規則に基づき、契約を締結します。
- ② 契約締結後、速やかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を市ホームページ等で公表します。

(2) 契約保証金

免除します。

12. 留意事項

- (1) 申込書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 申込書類に虚偽の記載をした場合には、提出された申込書類を無効とします。
- (3) 提出された申込書類は、優先交渉権者決定後も返却しません。また、関係機関に意見を聞く目的で使用する場合があります。
- (4) 必要に応じて、提出書類の内容の確認や追加書類の提出を依頼することがあります。

【問い合わせ先】

庄原市教育部生涯学習課文化振興係

電 話 0824-73-1189 (ダイヤルイン)

F A X 0824-73-1254

電子メール syogai-bunka@city.shobara.lg.jp